伊方発電所第3号機 保安規定変更認可申請の概要について

【有毒ガス防護】

令和2年2月6日 四国電力株式会社

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(1/3)

平成29年4月5日の原子力規制委員会にて、保安規定審査基準^{*1}を含む有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正が決定され、5月1日に施行された。保安規定審査基準の改正は、以下のとおり、有毒ガス発生時に講ずるべき措置、重大事故等の対応における発生した有毒ガスから運転員等の防護について、保安規定に定めることが要求された。

- ·実用炉規則第92条第1項第9号
 - 〇地震・火災・<u>有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)</u>等発生時に講ずべき措置について定められていること
- ·実用炉規則第92条第1項第22号
 - S A 時の体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。(略)
 - 5. SA時の発電用原子炉施設の保全のため活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。(略)

<u>五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u>(以下略)

※ 1 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(2/3)

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正を受けて、伊方発電所設置変更許可申請(平成31年2月7日申請、令和元年11月7日補正)の記載事項を追加したことから、これに対応する伊方3号炉の運転段階で遵守すべき活動を保安規定に規定する。

なお、保安規定への記載については、保安規定変更に係る基本方針(平成26年4月24日作成、平成30年9月20日最終改正)に基づき、反映することとする。

伊方発電所原子炉施設保安規定

令和元年12月20日 変更認可申請(令和2年1月30日 補正)

伊方3号炉の運転段階で遵守すべ き活動

(伊方3号炉設置変更許可申請より)

- ① 固定源、可動源の影響評価 (固定源に対しては有毒ガス濃度 が基準値を下回ることを確認)
- ② 固定源からの防護対策を不要と する評価条件の維持管理 (防液堤等の保守点検・運用管理)
- ③ 可動源からの防護対策
- (立会人等の同行、通信連絡、換気 設備の隔離、防護具の着用、終 息活動等)
- ④ 予期せぬ有毒ガス発生時の防 護対策
- (通信連絡、防護具の着用、バック アップ体制の整備)

保安規定への反映概要

第17条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備)

[新規]

(記載概要)

- ・放射線・化学管理課長は、添付2に従った計画を作成 し、各課長は計画に従った活動を行う。
- ・各課長は、計画の実施状況を定期的に評価し、必要に 応じて計画を見直す。

添付2(火災,内部溢水,火山現象(降灰), 自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準)

<u>7 有毒ガス</u> [追加]

- 7. 1 要員の配置
- 7.2 教育訓練の実施
- 7.3 資機材の配備
- 7.4 手順書の整備
- 7. 5 有毒ガス発生時における運転員等の防護の ための活動の実施 (①、②、③を反映)
- 7.6 定期的な評価
- 7.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための 措置

第17条の5 (重大事故等発生時の体制の整備) (記載概要)

- ・安全技術課長および訓練計画課長は、添付3に従った計画を作成し、各課長は計画に従った活動を行う。
- ✓ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護 [追加]
- ・各課長は、計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。

添付3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施 基準)

- 1. 重大事故等対策
- 1. 1 重大事故等対策のための計画の策定
 - (7) 手順書の整備(k、l、mを規定) **[追加]** (3)、④を反映)

※保守点検については保安規定第119条の保守管理に基づき実施する

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(3/3)

○その他関連箇所への反映

有毒ガス対応の活動について、

第17条の3の2 および 添付2

第17条の5 および 添付3

に反映したことに関連し、次の条文も一部変更する。



第2章 品質保証

第3章

保安管理 体制

第3条(品質保証計画)

・有毒ガス対応内規(新規)を追加。

第5条(保安に関する職務)

・有毒ガス対応の職務を明記。

第7条(伊方発電所安全運営委員会)

・有毒ガス対応内規改正時の審議を追加。

第9条 (原子炉主任技術者の職務等)

・有毒ガス発生時の措置の確認を追加。

第4章 運転管理

第17条 (火災発生時の体制の整備)

第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備(3号炉))

第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備(3号炉))

第17条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備(3号炉))

第17条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備(3号炉))

・添付2の名称変更を反映。

第10章 保安教育

第130条 (所員への保安教育)

第131条 (協力会社従業員への保安教育)

・非常時の措置に係る教育に、有毒ガス対応を追加。